

指定短期入所生活介護事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人そうあいが開設する美穂の里指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員、医師、栄養士、調理員(以下「介護従業者」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 事業所の介護従業者等は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られるよう援助するものとする。
2. 事業の実施に当たっては、各関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・名称 特別養護老人ホーム美穂の里(指定短期入所生活介護事業所)
- ・所在地 宮崎県小林市北西方937-8

第4条 (職員の職種及び員数)

事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- ・施設長 1名
- ・生活相談員 2名以上
- ・看護職員 3名以上
- ・介護、看護職員の総数 37名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上
- ・介護支援専門員 2名以上
- ・医師 1名以上
- ・栄養士 1名以上
- ・調理員 3名以上

第5条 (利用定員)

利用定員は次のとおりとする。

1日当たりの定員 10名

第6条 (利用料及びその他の費用の額)

1. 法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
2. 前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合の費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、サービス提供において供与される便宜のうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
3. 前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供

に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。なお、利用料及び費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書の中に記載するものとする。

第7条 (通常を送迎の実施区域)

通常を送迎の実施区域は、小林市内とする。

第8条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

利用者が留意すべき事項は、別に定めるものとする。

第9条 (緊急時等における対応方法)

介護従業者等は、介護サービスの実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するとともに、管理者に報告をしなければならない。

第10条 (非常災害対策)

非常災害に備えるため、別に定める非常災害対策計画により、定期的に避難救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

第11条 (人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定。
- (2) 虐待の防止のための指針を策定し、対策委員会を定期的に開催する。

- (3) 職員への研修を定期的に行う。

第12条 (感染症対策)

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直しを行う。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策委員会をおおむね6ヶ月に1回開催する。
- (3) 職員への研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に行う。

第13条 (業務継続に向けた取組)

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定。
- (2) 職員への研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に開催する。

第14条 (その他運営についての留意事項)

1. 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ②継続研修 年2回以上
2. 事業所は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
3. 介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人そうあいと、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程を変更し、平成18年4月1日から施行する。

この規程を変更し、平成21年4月1日から施行する。

この規程を変更し、平成21年12月1日から施行する。

この規程を変更し、平成27年8月1日から施行する。

この規程を変更し、平成28年12月7日から施行する。

この規程を変更し、令和元年6月1日から施行する。

この規程を変更し、令和3年4月1日から施行する。

この規程を変更し、令和6年3月1日から施行する。

この規程を変更し、令和6年4月1日から施行する。